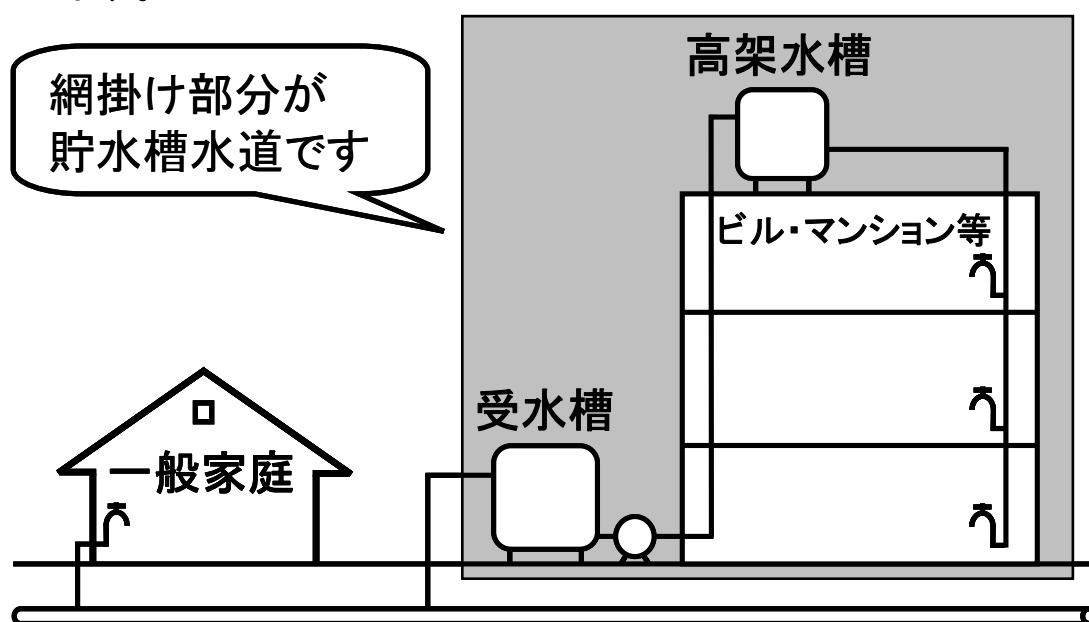


あなたのビル・マンションの水は安全ですか？

～簡易専用水道のおしらせ～

ビル・マンションなどの高い建築物では、水道事業者から供給される水をいったん受水槽のため、これをポンプで屋上などにある高架水槽にくみ上げてから、各家庭等に給水しています。このように受水槽を設置している施設を、「貯水槽水道」といいます。



～「簡易専用水道」とは～

貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものを「簡易専用水道」といいます。

～簡易専用水道に該当したら～

簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道台帳を3部作成し、市町へ2部提出してください。(残りの1部はお手元に保存してください。)

なお、簡易専用水道台帳の様式については、各市町水道担当部局へお問い合わせください。

静岡県くらし・環境部環境局水資源課

簡易専用水道の設置者のつとめ

簡易専用水道の設置者は、安全な水を供給するための施設の管理を行うとともに、その管理が適正に行われているかどうかの検査を受けることが義務づけられています。

また、施設の管理及び検査に関する記録の保存をしてください

～「施設の管理」とは～

- ①水槽の掃除を毎年1回以上定期的に行ってください。
- ②水槽の状態や施設の点検を行って、不備な点があれば速やかに改善してください。
- ③水の色、濁り、臭い、味などに注意し（例 簡易専用水道管理日誌）、異常があれば水質検査を行ってください。
- ④供給している水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者や保健所及び水道事業者に知らせてください。

月/日	時間	天気	氏名	色	濁り	臭い	味	残留塩素	特記事項

～「検査」とは～

毎年1回定期的に、登録検査機関※に依頼し、下記①～③の検査を受けてください。

- ①簡易専用水道に係る施設及びその管理に関する検査
- ②給水栓における水質の検査
- ③書類の整理等に関する検査

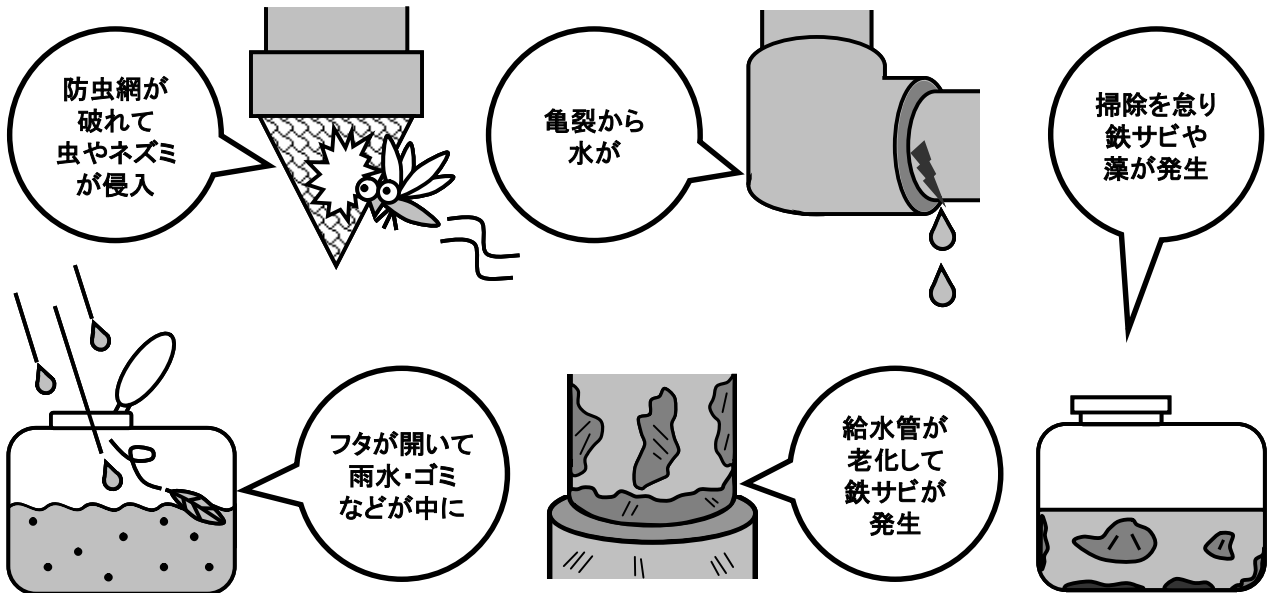
※登録検査機関については、各保健所等にお問い合わせください。

～「記録の保存」とは～

下記①～④の書類を整理保存してください。

- ①簡易専用水道台帳の写し
- ②清掃作業完了報告書
- ③検査結果報告書
- ④その他管理日誌等

きちんと管理されていないとこんなことが・・・



～検査で問題点を指摘されたら～

- ①登録検査機関による検査の結果、問題点を指摘され、対策を講じるよう助言をされた場合は、速やかに対策を講じてください。
- ②検査の結果、「特に衛生上問題がある」として、保健所等へ相談するよう助言された場合は、速やかに保健所等へ相談し、その指示に従ってください。なお、特に衛生上問題がある場合とは、下記イ.～へ.の場合をいいます。

- イ. 汚水槽その他配水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
- ロ. 水槽内に動物等の死骸がある場合
- ハ. 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
- ニ. 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
- ホ. マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
- ヘ. その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

むすび

水道は、私たちの生活に欠かすことのできない飲み水を供給するという大切な役割を持っていますが、管理が適正に行われない場合は、利用者の健康を害する原因にもなります。衛生管理を常に心がけ、安全な飲み水の供給につとめましょう。



～お問い合わせ先～

ご相談・お問い合わせは、下記健康福祉センター(保健所)又はお住まいの市町水道担当部局へお願いします。

県水道担当部局	所在地	電話番号
賀茂健康福祉センター 環境課	〒415-0016 下田市中531-1	0558-24-2053
東部健康福祉センター 生活環境課	〒410-8543 沼津市高島本町1-3	055-920-2135
中部健康福祉センター 環境課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9268
西部健康福祉センター 環境課	〒438-8622 磐田市見付3599-4	0538-37-2570
くらし・環境部環境局水資源課水道環境班	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054-221-2420